

文科省、私立大の資産運用に“警鐘”！

教育研究を支える資産の慎重な運用を求める

旺文社 教育情報センター 21年1月

世界的な金融危機に伴い、デリバティブ(金融派生商品)取引などによる資産運用で多額の損失が私立大などにも見られることから、文科省はこの程、資産運用の規定の整備や管理の適正化などを求めた意見書を所轄するすべての学校法人に通知した。

国(文科省)が全学校法人(私立学校)を対象に、資産運用についての意見書をまとめて通知するのは、初めてである。

資産運用の背景の一つとして私立大の収支状況の概要、意見書の内容などをまとめた。

■私立大の財政実態

<収支状況>

日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)の『今日の私学財政』(平成20年度版)によると、私立大の収支状況の概要は次のようである。

19年度私立大(附属病院、研究所等を除く大学部門の572校集計)の帰属収入の総額は3兆2,335億6,500万円(18年度より385億9,700万円増)で、基本金組入額の3,601億6,300万円を控除した消費収入は2兆8,734億200万円である。

帰属収入の内訳は、入学金・授業料等の学生納付金が2兆4,736億900万円(構成比率76.5%)、入試における受験料等の手数料が924億3,400万円(同、2.9%)、寄付金が778億7,400万円(同、2.4%)、国からの経常費補助金や地方自治体の補助金が3,392億2,400万円(同、10.5%)、預貯金・債券等の受取利息や配当金、施設設備の利用料収入などの資産運用の収入が872億8,700万円(同、2.7%)、資産売却差額等のその他が1,631億3,500万円(同、5.0%)である。

一方、消費支出の総額は2兆9,761億8,200万円。そのうち、人件費が1兆6,435億9,100万円(帰属収入における構成比率50.8%)、教育研究経費が1兆605億6,500万円(同、32.8%)、管理経費が2,123億円(同、6.6%)、その他が597億2,400万円(同、1.8%)で、これらの総額は帰属収入の92.0%に当たる。なお、基本金組入額は帰属収入の11.1%である。

● **帰属収支差額**：企業の経常利益に当たる「帰属収支差額」(帰属収入－消費支出)は、全体としては2,573億8,300万円のプラスであるが、その額は毎年減少傾向にある。

また、帰属収支差額は小規模・地方大を中心にマイナスの大学が拡大しており、19年度は572校中、194校(33.9%)がマイナスとなっている。

● **帰属収支差額比率**：収支状況を見るうえで最も基本的な比率である「帰属収支差額比率」($\text{帰属収入} - \text{消費支出} \div \text{帰属収入}$)は8.0%で、18年度(9.8%)と2年連続で10%を割り込んでいる。帰属収支差額比率は、プラスが大きいほど自己資金が充実することに

なるため、高い方が望ましく、マイナスの場合は自己資金を取り崩すことになる。

学校法人では、校地校舎等の教育研究に必要な資産相当額を維持すべき資本(基本金)として「帰属収入」の中から予め確保しておかなくてはならない。そのため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要となる。大学法人の基本金組入額は平均で帰属収入の12%程度であることから、“帰属収支差額比率は10%以上が必要”とされる。

- **私立大の収支傾向**：全体としてみれば大学数の増加、学生数の増加で帰属収入は増加しているものの、それ以上に消費支出が伸びていること、1校あたりでは小規模・新設大の増加で帰属収入が減少しているのに対し、消費支出が増加していることなどがうかがえる。

(以上、後掲の図1・2・3参照)

<高利回りに頼る資産運用>

私立大の経営は前述のように厳しい状況にあるが、今後も少子化、受験生数の減少、経常費補助金の削減などで、学生の納付金や受験料収入、補助金などによる増収は当てにできない。そこで、寄付金の増大や効率的な運用収益の向上などが、私立大の経営課題のひとつとして位置づけられている実態がある。

私立大の多くは春期に受験料や納付金など、まとまった多額の資金が入る。低金利の続く中、この資金を預貯金や国債などに回すこれまでの運用から、リスクとリターンを踏まえつつも高収益を期待し、デリバティブ取引などの金融商品に投資転換する資産運用が私立大などに広がっているようだ。

こうした背景には、事業外収入で収支の好転を図らざるを得ない私立大経営の厳しさがあるといえよう。そして、今回の世界的な金融危機の直撃によって、私立大の資金運用の実態が図らずも露呈した格好だ。

<資金の損失と私立大の財政>

今回の運用資金の損失では、含み損も含め、1大学で100億円規模の損失も一部に出ていると報じられているが、多額の資金運用は概して大規模大にみられるようだ。

ところで、大学法人全体の財政状態をストック面から見ると、法人数の増加で資産規模は拡大している。また、大学法人全体の負債額は横ばいで、借入金の償還が進み、負債率は低下しているという。こうしたことから、今回の損失が直ちに私立大の経営財政を危うくするとは、現時点では考えにくい。

ともあれ、私立大にとって、厳しい財政事情の下での経営財源の確保、拡大は不可避であり、今後は、安全性の確保に留意した慎重な資産運用が求められることになる。

■資産運用についての文科省「通知」

文科省は現下の国際金融情勢等を受け、資産運用に関する注意を喚起する観点から、同省に設置されている「学校法人運営調査委員会」(注記参照)で取りまとめた以下のような意見書を各学校法人宛に通知した。

平成 21 年 1 月 6 日
学校法人運営調査委員会

「学校法人の資産運用について」(意見)

一般に学校法人がどのような方法で資産の運用を行うかについては、各学校法人が寄附行為や関連諸規程等に従い、自らの責任において決定するものである。その際、資産の効率的な運用を図ることが一般論として求められるが、一方で、学校法人の資産は、その設置する学校の教育研究活動を安定的・継続的に支えるための大切な財産であるため、運用の安全性を重視することが求められることは言うまでもない。学校法人の運営は、学生生徒等の納付金、善意の浄財である寄附金、国民の税金からなる補助金によって支えられていることを忘れてはならない。

学校法人の資産運用の形態としては、預金や公共債(国債・地方債・政府保証債)等の保有のほか、近年、仕組債やデリバティブ(金融派生商品)取引などの新たな金融商品による運用も目立つようになってきている。特に、デリバティブ取引は、金融の自由化、国際化の流れの中で、金融・証券市場で大きく拡大しており、市場における金利や為替の変動リスク回避の手段として利用されるほか、それ自体が投資目的としても利用され、少ない投資金額で多額の利益を得うる反面、多大の損失を被るリスクもあるとされる。仕組債も一般にデリバティブが組み込まれた債券とされ、必ずしも元本保証のあるものではない。

学校法人としては、現下の国際金融情勢等も十分に踏まえ、元本が保証されない金融商品による資産運用については、その必要性やリスクを十分に考慮し、特に慎重に取り扱うべきである。学校法人の理事長を含む理事は学校法人に対して善良な管理者の注意義務を負っていること、また資産運用に従事する学校法人職員もその職責に相應する注意義務を負っていることを再認識する必要がある。

以上のように、公教育を担う学校法人の資産運用については、その安全性の確保に十分留意し、必要な規程等の整備を行い、学校法人としての責任ある意思決定を行うとともに、執行管理についても規程等に基づいて適正に行うなど、統制環境の確立に努める必要がある。具体的には、学校法人経営の最終的な意思決定及び理事の職務執行の監督を掌る機関は理事会であることを前提とした上で、資産運用関係規程の整備等を通じ、

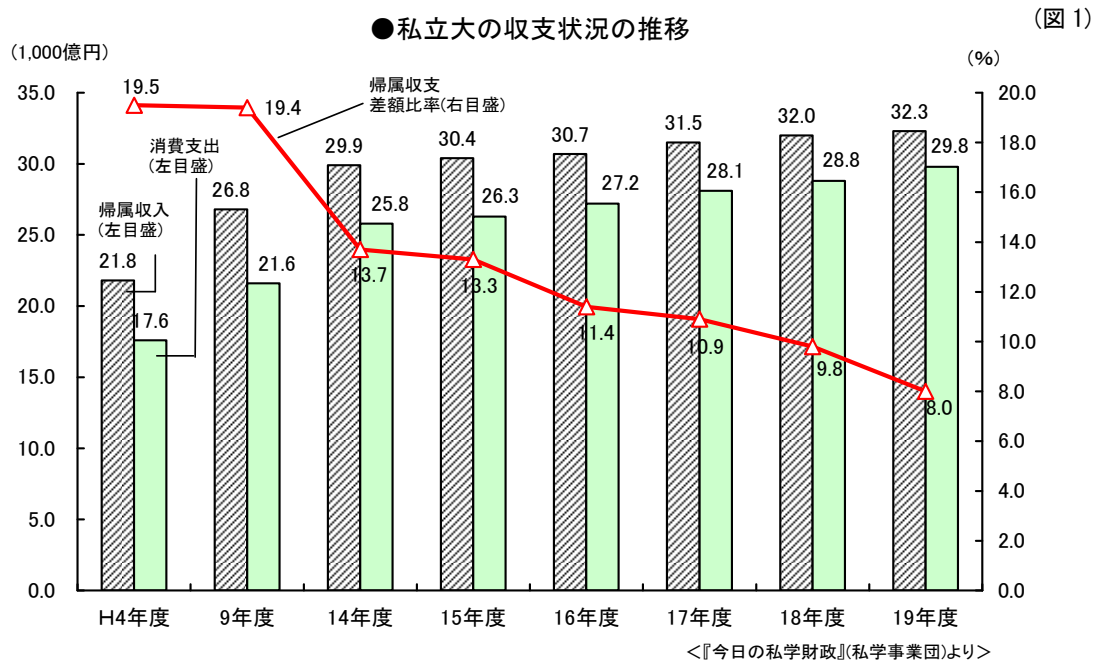
- ① 安全性の重視など資産運用の基本方針、
- ② 理事会・理事長・担当理事・実務担当者など資産運用関係者の権限と責任、
- ③ 具体的な意思決定の手続、
- ④ 理事会等による運用状況のモニタリングなど執行管理の手続、
- ⑤ 教育研究活動の充実改善のための計画に照らした資産運用の期間及び成果の目標、
- ⑥ 保有し得る有価証券や行い得る取引等の内容、
- ⑦ 資産運用に係る限度額等の明確化に努めるなど、

資産運用に係る意思決定と執行管理の一層の適正化を図ることが重要と考える。

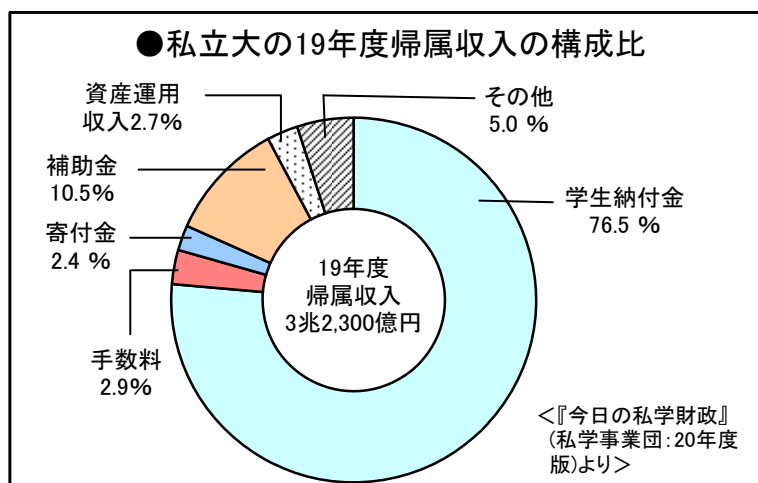
各学校法人には、資産運用に関する責任ある意思決定と執行管理が行われる体制を確立されるよう、不断の点検を求めたい。

注. 「学校法人運営調査委員会」

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、文科省に設置されている委員会。当委員会は、学校法人の管理運営の組織や活動状況、財務状況等の実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行う。昭和 59(1984)年に創設され、メンバーは文科省から委嘱された私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者など。



(図2)



(図3)

